



「火災とまぎらわしい煙や火炎が発生するような行為」を行う場合は消防署への届出が必要です！！

火災とまぎらわしい煙や火炎が発生するような行為を行う場合の届出は、火災予防上の危険が存する行為や、誤認による通報等で消防活動に支障を生じさせないように行っていただくものです。

なお、この届出は、消防機関が実施状況を把握するためのものであり、消防署への届出により行為そのものを許可・承認するものではありませんので、ご注意ください。

【廃棄物の焼却行為について】

廃棄物の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

禁止の例外とされている焼却を行う場合は、区役所に事前相談のうえ、消防署へ届け出るとともに、火災にならないように、火の取扱いには十分な注意をお願いします。

【禁止の例外とされている焼却】

- たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却
- どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松・しめ縄等の焼却
- 農業者が行う稲わら等の焼却・林業者が行う伐採した枝条等の焼却・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など

※禁止の例外であっても、煙や臭い等により近隣住民に影響を与えることから、焼却はできる限り控えてください。

※焼却場所の状況等によっては、周辺環境や火災予防の観点から、中止を求めることがあります。

【廃棄物の焼却に関する問い合わせ先】

東区役所	生活環境課	645-1061	博多区役所	生活環境課	419-1068
中央区役所	生活環境課	718-1091	南区役所	生活環境課	559-5374
城南区役所	生活環境課	833-4086	早良区役所	生活環境課	833-4340
西区役所	生活環境課	895-7050	西区役所	西部出張所	806-9430

【消防署への届出要領】

焼却を行う日の3日前までに、次ページの「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届出書」を焼却を行う行政区の消防署に2部提出してください。

【届出に関する問い合わせ先（各消防署 警備課）】

東消防署 683-0119 博多消防署 475-0119 中央消防署 762-0119 南消防署 541-0219
城南消防署 863-8119 早良消防署 821-0245 西消防署 806-0642

【焼却を行う場合の注意事項】

- 焼却を行う場合は、周辺に燃えやすい物品を置かない、周辺の枯草等を刈り取るなど、火災にならないように注意してください。
- 消火用水など消火の準備をし、焼却が終わったら完全に消火してください。
- 焼却中はその場を離れずに、しっかりと監視をしてください。
- 風の強い日や空気が乾燥している日は、周囲の物品等に燃え移る危険がありますので、焼却を行わないようにしてください。焼却の途中で風が強くなってきた場合は、焼却を中止してください。